

令和3年度茨城・栃木旅行商品造成支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 いばらき・とちぎ広域観光推進協議会は、茨城県及び栃木県への新たな旅行需要の創出を図るため、旅行会社による茨城県及び栃木県を対象とした旅行商品の造成について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に基づく登録を受けている旅行会社とする。

(助成要件)

第3条 この要綱による助成は、次の各号の要件をすべて満たし、いばらき・とちぎ広域観光推進協議会会長(以下「会長」という。)が承認した旅行商品を対象とする。

- (1) 茨城空港就航先(国内)を起点とした旅行商品で、令和4年3月31日までに終了する旅行商品であること。
- (2) 茨城空港発着の航空便を利用(片道の利用を含む。)すること。
- (3) 募集型企画旅行商品又は旅行の参加者(実績)が10人以上の受注型旅行商品であること。ただし、フリープランは対象外とする。
- (4) 次の 又は に該当する旅行商品であること。
茨城県、栃木県のどちらか一方の県内において1泊以上宿泊し、かつ、他方の県内において有料観光施設への立ち寄り又は1回以上の食事を含む旅程の旅行商品
茨城県及び栃木県の両県にそれぞれ1泊以上宿泊する旅程の旅行商品
- (5) 各業種等の策定する新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るガイドライン等を遵守すること。かつ、旅程に含まれる施設等について、茨城県においては、「いばらきアマビエちゃんシステム」が導入されている施設を、栃木県においては、「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を行っている施設を利用すること。
- (6) 様式第2号の2及び様式第2号の3のアンケートを実施すること。

(助成額及び助成限度額)

第4条 助成金の額は、旅行の参加者1名につき下表のとおりとする。ただし、1旅行商品につき、それぞれ下表に定める金額を限度額とする。

区 分	1名あたりの助成額 (1旅行商品あたりの上限額)
第3条(4) の場合	3,000円 (30万円)
第3条(4) の場合	5,000円 (50万円)

(交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者は、令和 3 年度茨城・栃木旅行商品造成支援事業助成金交付申請書 (様式第 1 号) に関係書類を添付して、旅行商品の期間内で最初の出発日から起算して 10 日以内に、会長に提出するものとする。

(交付決定)

第 6 条 会長は、前条の交付申請書等を審査し、適当と認めたときは、令和 3 年度茨城・栃木旅行商品造成支援事業助成金交付決定通知書 (様式第 2 号) により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(助成事業の変更承認等)

第 7 条 申請者は、交付申請書記載の事業 (以下、「助成事業」という) の内容を変更又は中止する場合は、速やかに令和 3 年度茨城・栃木旅行商品造成支援事業変更 (中止) 申請書 (様式第 3 号) を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、国または都道府県知事から住民に対し、不要不急の外出や、都道府県をまたぐ往来の自粛などの行動制限が要請された場合等においては、その対象期間内に催行される当該地域を発着地や経由地とする助成事業について、協議会は本事業の執行を中止・停止することがある。

3 前項の規定により、旅行催行を中止・停止した場合、そのキャンセルによって旅行会社に生じた損害のうち、第 6 条で認めた助成事業について、助成予定額の 1 / 2 の範囲内で、協議会が負担するものとする。

4 会長は、同条第 1 項及び第 2 項の規定により、助成事業の変更または中止を決定した場合は、令和 3 年度茨城・栃木旅行商品造成支援事業変更 (中止) 決定通知書 (様式第 4 号) により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(終了報告)

第 8 条 申請者は、助成事業の全催行終了日から起算して 30 日以内又は令和 4 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、令和 3 年度茨城・栃木旅行商品造成支援事業終了報告書 (様式第 5 号) を会長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第 9 条 会長は、前条の終了報告を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金額を確定し、令和 3 年度茨城・栃木旅行商品造成支援事業助成額確定通知書 (様式第 6 号) により、申請者に通知する。

(助成金の請求)

第 10 条 前条の規定による通知を受けた申請者は、通知日から起算して 14 日以内に令和 3 年度茨城・栃木旅行商品造成支援事業助成金請求書 (様式第 7 号) を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第 11 条 申請者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、申請者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(関係書類の保管等)

第 12 条 申請者は、当該助成の対象となった事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿

等を整備し、当該事業の終了した日の属する年度の翌年から5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 本要綱は令和3年6月25日から施行する。